

今回のポイント

- ①なぜ議会在登場したのか、なぜ議会在政治を行う中心となったのかを理解する。
- ②なぜ議会在二院制を採用しているのか理解する。
- ③議院内閣制下の与野党的あり方を考える。

議会的の始まり

- ・ 13 から 14 世紀：イギリスで身分制議会在登場
- ・ 17 世紀ころ：現代的な議会在政治の芽生え
- ・ 18 世紀ころ：議院内閣制の始まり

*** 日本における議会的の始まり**

1890 年、帝国議会的の開設。二院制で衆議院と貴族院。1889 年に第 1 回衆議院選挙が実施。このときは制限選挙。

- ・ 15 円以上納税していること
- ・ 男子であること
- ・ 25 歳以上であること

上の条件を満たしているのは当時の日本の人口の約 1%。現在の民主主義の観点からすると、厳しすぎるように見えるが、当時は、議会在は税金の使い方を議論する場所だから、投票する資格があるのは多額の税金を納めている人だけ、という考えが主流。

二院制の由来：国民の多数派を代表する議院（下院）に対抗して、異なった代表原理（身分や職業）に基づく議院（上院）を設けて多数派の専制を防ごうとするため。

→すべての国民に対し政治参加を認めるべき、というデモクラシーの考えが普遍的になるのは 20 世紀に入ってから。19 世紀までは多くの国民が政治参加するのは危険という考えが主流。

- ・ 多数派の専制：多数派を形成する大衆が政治を支配すること（トクヴィル）。
- ・ 当時の大衆イメージ：物事を深く考えず非理性的な人たち。ここにはネガティブなイメージが込められている。

→しかしながら、工業化→労働者の増加→社会問題（衛生、格差）の発生という資本主義の展開に伴い、労働者の政治参加の声が高まる。

20 世紀に入り民主主義の価値は向上し、より多くの国民が政治参加すべきという考えが普及。これにより二院制の理由に対する考えも少しずつ変化。

現代の二院制の理由：

- ①権力分立することで慎重に議論し、片方の院の行き過ぎを抑制
→権力の相互抑制、自由主義的な要素
- ②異なる選出方法を設けることで国民の多様な意思を反映
→民主主義的な要素

政治学入門 国会について

- *衆参で別の視点から法案・予算案をチェックした方がよいので、衆参とで異なる選挙方式を採用し、異なるタイプの政治家を選ぶ。
- *政権与党が衆参両院で半分以上の議席を獲得すると、両院の結論はほとんど一致するので、ダブルチェックの効果が薄まる。
- *二院制の場合、非公選からなる貴族院型（イギリス、カナダ）、連邦国家の州代表型（アメリカ、ドイツ）、公選による第二民選型（日本）がある。

日本国憲法における国会の位置づけ

→41条：国会は「国権の最高機関」であり、「唯一の立法機関」である。

衆議院		参議院
465	定数	248
4年（解散すれば地位消失）	任期	6年（3年ごとに半数改選）
18歳	選挙権	18歳
25歳	被選挙権	30歳
小選挙区289 比例代表176	選挙区	選挙区148 比例代表100
あり	解散	なし

国会の役割

①財政の監督

→国民の納税による予算の使途は、国民の代表者である国会の議決によって決定される。
また、予算に無駄がないか、透明性をもって使用されているのかをチェックする（**財政民主主義**）。

②政府の監督

→国政調査権を使って内閣の行動を監視することで、政権運営を質し、法案や政策の問題点を明らかにする。

③立法への参加

→多様な国民の利害の調整し、法律、政策として具体化する。

*国政調査権：証人喚問、内閣へ資料の提出を要求する権限

議院内閣制における与党と野党

与党：国会に提出される法案の多くは内閣提出法案であり、多くが政府案通りに成立している。省庁と与党議員は事前に意見調整しており、政府の意見と違うことが少ない。

野党：議院内閣制における野党の役割は、内閣が作る法案や予算案の中身を精査し、政策を質すこと。

国会の権限

- ①首相の指名、②法律案の議決、③条約の承認、
- ④予算の議決、⑤国政調査権、⑥裁判官の弾劾裁判所の設置

衆議院の優越

二院制を採用しているため、両院で可決されたものが国会の意思となる（法律など）。しかし、衆参の意見が対立した場合には、憲法上、衆議院の意思が優越する。

政治学入門 国会について

- ・衆議院のみの権限
 - 予算先議権 : 内閣が作成した予算案の提出は衆議院から
 - 内閣不信任決議 : 衆議院は内閣不信任、または信任を議決できる。不信任可決、信任否決の場合、内閣は総辞職しなければならない。
- *参議院には内閣不信任決議はない。参議院が内閣の責任を迫及する場合には、問責決議を行うが、これが可決されても総辞職を要求する法的効果はない。
- ・衆議院の議決の優先 : 以下は、衆参で議決が異なり、両院協議会においても合意が得られない場合、衆議院の議決が国会の議決となる。
 - ①予算、②条約承認、③内閣総理大臣の指名
 - ④法律 (衆議院出席議員の3分の2以上の賛成によって再可決)

国会の種類

常会 : 毎年一回、1月に召集。会期は150日。

臨時会 : ①内閣が必要と認める場合、②いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合、③衆議院の任期満了による総選挙または参議院通常選挙後に召集。

特別会 : 衆議院解散による総選挙の日から30日以内に召集。首相の指名を行う。

参議院だけの緊急集会 : 衆議院の解散中、または国会の閉会中に国に緊急の必要が生じたとき、内閣が開催をもとめる。

*通常国会の延長は1回まで、臨時、特別国会は2回まで可能

*国会が召集されると開会式が行われる。開会式の後に国务大臣の演説がある。

常会 : 首相による施政方針演説 (その年の内閣の基本方針を示す)、外務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣の演説 (あわせて政府四演説という)

特別会、臨時会 : 首相による所信表明演説

国会審議

- ・本会議と委員会…国会では本会議と委員会の二種類に会議を分けて審議する。
 - 本会議 : 議員全員の会議であり、議院の意思はここで決定される。本会議は、公開が原則であり、本会議を開くには総議員の三分の一以上の出席が必要。

委員会 : 各省庁に対応する分野ごとに設置され、法律案、予算案などの案件を審査する。また、担当する分野に関する調査を行う。国会議員は各委員会に配属される。衆議院には17の委員会がある。参院も同様。

- ・委員会中心主義

法案・予算案の実質的な審議は委員会で行う。とくに予算委員会は国の重要政策全般の議論をする。

衆議院規則第67条2 委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

政治学入門 国会について

参議院規則第 38 条 [...] 委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

国会議員の特権

- ①不逮捕特権…議員は国会の会期中は逮捕されない（現行犯を除く）
- ②免責特権…議院で行った発言、表決は院外で責任を問われない
- ③歳費特権…議員に支給される金銭的特権

国会議員になるパターン

- ①政治家の秘書→地方議員→国会議員
- ②政党やその支持組織（労働組合、宗教団体など）の出身
- ③官僚出身
- ④世襲

参考文献

上神貴佳、三浦まり編『日本政治の第一歩』新版、有斐閣、2023 年。
平井一臣、土肥勲嗣編『つながる政治学』改訂版、法律文化社、2022 年。